



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

### ◎鐵道省ニ於テ經營スル自動車運輸事業

#### ト道路トノ關係ニ關スル件依命通牒

(昭和七年一月二十七日發土第二號)  
各地方長官宛、土木局長通牒

標記ノ件ニ關シ伺出ノ向モ有之候處右ハ土木主任官會議ノ節指示セラレタル如ク左記要旨ニ依リ措置スベキ方針ニ有之候條爲念及通牒候

追テ愛知縣ニ於テハ最近道路費用ノ負擔ニ關シ鐵道當局トノ間ニ左記ノ通協議シタル趣ニ付爲御參考申添候

### 記

第一 國有鐵道ガ自動車交通網ニ據ル自動車運輸事業ヲ經營スル場合ニ於テ其ノ利用スル道路ノ改修又ハ維持ハ道路法ノ定ムル所ニ依リ道路管理者之ヲ行フベキハ勿論ナルモ國有鐵道ニ於テ其ノ改修又ハ維持ノ費用ヲ分擔スルハ直營自動車運輸事業促進ノ爲有效適切ナリト認ム

第二 自動車交通網ト道路計畫トハ密接ナル關係アルモノナルヲ以テ兩者協調シテ其ノ相互ノ發達促進ヲ計ルノ要アリト認ム

第三 道路管理又ハ道路交通警察ノ必要ニ依リテ定メラレタル自動車ニ關スル法令ノ規定ハ國有鐵道ノ經營スル自動車運輸事業ニ於テモ之ニ依ルヲ原則トスベキモ特別ノ取扱ヲ適當トスル事項ニ關シテハ關係官廳ノ協議ニ依リ之ヲ定ムルヲ可ト認ム

愛知縣ニ於テ協定シタル道路費用分擔分法  
一 道路橋梁ノ維持修繕ハ毎年度豫算(1)經常修繕費(2)修

路工夫所要經費(3)特別修繕費(4)監督費)ニ對シ其ノ二分  
ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

二 災害其ノ他臨時ニ必要ヲ生スル事業ハ縣ニ於テ執行シ  
之ガ豫算ノ二分ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

三 改良事業費ニ就テハ二分ノ一ヲ原則トシ實施ニ際シ其  
ノ都度協定スルコト

## 質 疑 應 答

問 路線認定變更あり、舊路線は交通上重要なを以て廢  
道と爲し難き實狀にあり、仍て他の行政廳に對し認定方を  
命じたるも之に應ぜず道路法上の處理方法如何(一讀者)

答 路線の認定を命ずる必要がある場合之を命ずることは、道路法  
第五十三條に基き爲し得る所であるが、命令を受けたる行政廳が  
之に應ぜざる場合の處理に付ては道路法上では別に之が規定を置  
かざる所である。或は道路法第五十三條に依れば「監督官廳ハ云  
々……其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ

法 令

爲スコトヲ得」とあるが故に、此の場合監督官廳は必要に依り之  
が路線を認定する等の處分を爲すことを得るものであるとする説  
もあるが、道路法第五十三條は其の明文の示すが如く監督官廳に  
於て監督上必要と認むる場合所要の處分を爲すことを得るの規定  
であり而して監督關係は監督者と被監督者との關係であるから右  
所説の如き解釋は之を採り得ざるものであるとする説に左袒する  
(藤村藤治)

問 道路法六十二條に基く勅令第四七四號第二條一項の期  
間に於ける道路法第六條準用の趣旨説明ありたし(水晶國)

答 道路法第六條は云ふ迄もなく道路を構成する敷地其の他の物  
件に付て私權の行使を許容するに於ては(所有權の移轉及抵當權  
の設定移轉を除く)道路としての目的に支障を來すが故に之を禁  
止したものであるが、路線の變更廢止により不用に歸したる道路  
又は附屬物を構成したる物件に對し、勅令第四七四號第二條一項  
の期間内第六條の規定を之に準用することとしたのは、主として  
路線認定の變更及廢止により廢道と爲りたる部分を、再び等級を  
異にする他の道路に認定するの必要がある場合を考慮せるもので必  
要なるべき期間現狀の儘之を据置くが爲にするものである  
(藤村藤治)